

令和7年度鳥取県会計年度任用職員（保育・幼児教育専門員（中部））採用試験募集案内

<担当・問い合わせ先>

◆鳥取県教育委員会事務局小中学校課幼児教育担当◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第2庁舎5階）
電話(0857)26-7915 <https://www.pref.tottori.lg.jp/shouchuugakkouka/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月8日（水）～令和7年1月29日（水）
試験日時	令和7年2月8日（土） ◎開場時刻 午前9時30分 ◎試験開始時刻 午前10時
試験会場	鳥取県中部総合事務所 B棟2階201会議室（倉吉市東巖城町2番地）
合格者発表日	令和7年2月14日（金）（午後2時予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
保育・幼児教育専門員	1名	・幼稚園等（※1）での幼児教育等に関する指導・助言 ・幼児教育等（※2）に関する県研修会の企画、実施 ・市町村、県民福祉部局との連絡、調整等	中部教育局（倉吉市東巖城町2番地）

※1 幼稚園、保育所、認定こども園及び届出保育施設等

※2 幼稚園等での幼児教育や保育

3 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（勤務評価の成績が良好な場合には、翌年度も引き続き任用を行うことがあります。ただし、原則として、最初の任用から通算して5年間の任用を限度とします。なお、予算の都合により、任用期間が変更になる場合があります。）

4 受験資格

- （1）年齢、性別を問いません。
- （2）必要な資格、免許等（次のいずれにも該当すること）
 - ・保育士登録を行っている者であること。
 - ・幼稚園等において10年以上の保育業務の経験を有すること。
 - ・保育現場（幼稚園・保育所等）で指導的立場にあった者（園長、主任保育士等）又はこれらに相当する業務経験が2年以上ある者
 - ・普通自動車の運転免許証を有している者
- （3）地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
- （4）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和7年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
作文試験	30点	文章による表現力・課題に関する理解力に関する作文試験（60分）
面接試験	70点	人柄、幼児教育等に関する専門性、指導力などについての個別面接による試験（一人あたり約20分）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 12,090円</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当分）2.21月分（6月期：1.08月分、12月期：1.13月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日に初めて採用される場合の割合 6月期：100分の30、12月期：100分の100）</p> <p>○勤勉手当 勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期分：100分の30、12月期分：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり55,000円を限度額とします。 ・自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から50,100円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。
勤務日及び 勤務時間	1ヵ月17日 午前8時30分から午後5時15分まで。

※ 上記勤務条件は現時点のものであり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	(1)履歴書(市販のJIS規格のもの) 1部 (2)業務経歴書(応募動機、職歴業務内容) 様式自由 1部 (3)保育士証の写し 1部 (4)運転免許証の写し 1部 郵送または持参によることとし、令和7年1月29日(水)必着 持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く。)
申込み先	鳥取県教育委員会事務局小中学校課幼児教育担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地(鳥取県庁第2庁舎5階) 電話(0857)26-7915 https://www.pref.tottori.lg.jp/shouchuugakkouka/

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法

作文試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。ただし、合計した得点が一定の基準(全体の6割)に満たない場合は、順位にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局小中学校課ホームページに掲載します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により**受験者本人**が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒【定型長3(23cm×12cm)】を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表日から1ヵ月	鳥取県教育委員会事務局 小中学校課(鳥取県庁第2庁舎5階)

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は原則として受験できません。)
- (2) 受験の際は、筆記用具を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。